

開議の宣告

田中敏雄 議長 皆さん、おはようございます。

23番佐藤清春議員から欠席する旨の届け出がございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

議案第157号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第1、議案第157号横手市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（29番塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 おはようございます。

産業建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第157号横手市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、機構改革に伴い、「横手市水道事業の設置等に関する条例」の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「合併後半年の今、機構改革はなぜ必要なのか」との質疑に対し、当局より、「合併協議の中では当初、南北庁舎へ可能な限り本庁機能を集約し、入り切れない部分を二、三、分散させるという話をしていたが、その後の経過から、最終的にはすべての地域へ本庁機能を配置することで合意した。また、地域局については、住民が日常的に必要な窓口業務などを充実させ、不便のないようにすることで一致していた。しかしながら、業務量と人を考えた配置ではなく、地域局に6割、本庁に4割を配置することで話し合わせ、その合意のもとに人員が配置されている。合意に当たって8市町村長は、望ましい行政機構ではないということを確認しており、住民の不安を取り除きつつ、速やかに効率的な組織にしなければいけないということで一致をしている。また、毎年3月には退職者が出る。今回も30名ほどの退職者が出ており、新年度は人員が少ない中で出発しなければならない。今後も毎年退職者が出ることなので、それに対応した組織にしなければならない。機構改革については全体的に実施したいという気持ちもあった。しかしながら、急激に実施するのは難しく、特に産業経済部については転作関係の業務があり、人員配置を大幅に変更することは困難であった。今回、建設部、水道部、上下水道部において検討してもらった」との答弁がありました。

また、「もっと早く説明するべきだったのでは」との質疑に対し、当局より、「2月で終わりたいということで1月から作業を実施していたが、人事のやりとりが各地区により一様でなく、まとめるのがお

そくなった。2月の予定が3月16日に最終案が決まったというのが現状である。急遽ではあったが、20日、正副議長への申し入れ、24日の追加提案となった」との答弁がありました。

また、「異動者が決まっていなくても、機構については先に提案すべきだったのでは」との質疑に対し、当局より、「水道部を上下水道部にする点について、併任辞令で対応してもいいのではないかという考えもあった。3月16日にまとめるまで、若干、判断の迷いがあり、遅れてしまった。平成19年4月も同様に実施しなければならない状況であり、新年度が始まったら早急にそれぞれの部署で検討し、一定の方向を定めたい。また、条例改正は伴わないかもしれないが、議会へできるだけ早く内容をお知らせし、ご意見を伺いながら見直しをするという時間が取れるように進めたい」との答弁がありました。

また、「地域局での上下水道部と建設部の取り扱いは。また、住民サービス低下につながらないための配慮は」との質疑に対し、当局より、「辞令については地域局地域維持課となる。現在の地域局の建設課、上下水道課、水道課が地域維持課ということで統合し、建設技術関連の職員が1カ所に集まるということで、通常業務に支障のないスタイルを考えている。万が一のときは近隣の地域局や本庁から直ちに駆けつけてトラブルに対応することを念頭に、本庁・各地域局間が連携するようにしたいと考えている。また、本庁が全市的に実施するものについても、地域局管内で行うものについては、区長や地域局地域維持課と連絡を密にしてやっていくような体制にしたいと考えている」との答弁がありました。

また、「地域のことで重要な案件は本庁に行かなければならないのか」との質疑に対し、当局より、「日常普段的には地域局の窓口へ来ていただき、それが地域局で対応出来ることか、あるいは本庁ですることなのかの判断はきちんとする。そのような連携をしっかりと行いたいと考えている。これまでのように地域局だから地域局、あるいは本庁だから本庁へ行っていたということではなく、どこに行っても対応できるような連絡体制をつくりたいと思っている」との答弁がありました。

また、「簡易水道事業はいつごろを目処に企業会計へ向かうつもりか」との質疑に対し、当局より、「簡易水道事業は各地域の条件の不利益な場所について実施をしている。また、政策によりルール以外の繰出金がたくさん入っているため、水道事業と簡易水道事業の会計は、当分の間、二本立てだと思ふ。ただ、今回、組織を見直したわけの一つとして、簡易水道事業としても企業的な意識を持ち、ある程度高い位置で平準化に向かうという意識改革の面もある。今後、経営については企業的な考え方で進めていきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業建設常任委員会の報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第157号横手市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第157号は委員長報告のとおり可決されました。

議員派遣の件について

田中敏雄 議長 日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

閉会の宣告

田中敏雄 議長 これで平成18年3月横手市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時12分 閉会

